

総人 1 - 1

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	人権推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
使用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 7 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 7 条第 4 号に該当する場合は、プラザの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 12 年 4 月 1 日			

総人 1 - 2

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	人権推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 行為の中止命令等は、次の事項を判断して行う。 1 故意又は悪意をもって条例第 8 条第 1 項各号に掲げる行為を行った場合又は当該各号の行為に対する中止命令に従わなかった場合は、退去を命ずる。 2 条例第 8 条第 1 項各号に掲げる行為（故意又は悪意の場合を除く。）を行った場合は、当該行為の中止命令を行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条第2項		
担 当 課	人権推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成12年4月1日		
処 分 基 準 行為の中止命令等は、次の事項を判断して行う。 1 故意又は悪意をもって条例第9条第1項各号に掲げる行為を行った場合又は当該各号の行為に対する中止命令に従わなかった場合は、退去を命ずる。 2 条例第9条第1項各号に掲げる行為（故意又は悪意の場合を除く。）を行った場合は、当該行為の中止命令を行う。			

総人 1 - 5

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市集会所管理規則第 4 条第 2 項		
担 当 課	人権推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
行為の中止命令等は、次の事項を判断して行う。			
1 故意又は悪意をもって第 4 条第 1 項各号の規定に該当する場合は、入館を拒絶し、又は退館を命ずる。			
2 集会所の防火、防災、防犯その他安全かつ適正な秩序の維持を図るために支障があると認められる状況において、指導を行ったにもかかわらず、当該状況が続く場合において秩序を確保するために必要と認められる場合は、入館を拒絶し、又は退館を命ずる。			